

白河市アグリビジネス連携事業補助金交付要綱

令和 2 7 年白河市告示第 1 1 7 号

改正

平成 3 0 年白河市告示第 5 4 号

令和 2 年 3 月 2 3 日要綱第 1 3 号

令和 4 年 3 月 2 8 日要綱第 8 8 号

令和 7 年 3 月 3 1 日要綱第 6 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市で生産された農畜産物の産地化に資する取組等を行う者又は当該農畜産物を活用し、新たな商品開発、販路開拓等に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成 1 7 年白河市規則第 3 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象は、次条に掲げる事業を行う市内に住所又は事業所若しくは事務所を有する者であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者
- (2) 商工業の事業を営む者が組織する団体（法人を含む。）
- (3) 農林業の事業を営む者
- (4) 農林業の事業を営む者が組織する団体（法人を含む。）
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、複数の個人で構成される団体
- (7) 市税の滞納が無い者
- (8) 暴力団等反社会的勢力に所属・関係していない者

(補助対象事業)

第 3 条 本市で生産された農畜産物（以下「市内農畜産物」という。）の産地化に資する取組等について、補助の対象となる事業及び経費は、次の表のとおりとし、当該年度内に事業が完了するものとする。

事業名	内容	補助対象経費
市内農畜産物パッケージ等開発事業	実需者に対し、市内農畜産物を有利に販売するために必要な当該市内農畜産物のパッケージ開発（既存のパッケージの改良を含む。）の取組（ネーミング、ロゴタイプ等の開発を含む。）	消耗品費、通信運搬費、パッケージデザイン等開発委託費、パッケージ試作品製作費その他市長が必要と認める経費（食糧費等個人の消費的経費及び常用雇用者に係る人件費を除く。以下同じ。）
市内農畜産物販路開拓事業	市内農畜産物の販路開拓を行う取組	専門家謝金、旅費（事業実施主体及びその構成員の日当又はこれに類する経費を除

		く。以下同じ。)、消耗品費、販売促進イベント等開催周知のための印刷製本費、通信運搬費、会場借上料、商談会参加費、販売促進イベント参加費その他市長が必要と認める経費
--	--	---

- 2 市内農畜産物を主たる原材料とする新たな商品（以下「新商品」という。）について、補助の対象となる事業及び経費は、次の表のとおりとし、当該年度内に事業が完了するものとする。ただし、新商品プラン創出事業及び新商品事業化推進事業にあっては、将来の事業化の見通しがあるものに限る。

事業名	内容	補助対象経費
新商品プラン創出事業	新商品の開発に係るビジネスプランの創出に向けた調査及び研究の取組	講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、コンサルタント委託費、原材料費、資材購入費、講習会等参加費その他市長が必要と認める経費
新商品事業化推進事業	新商品の開発に向けた取組（商品のネーミング、パッケージデザイン、ロゴタイプ等開発を含む。）	消耗品費、通信運搬費、試作品外注加工費、パッケージデザイン等開発委託費、パッケージ試作品製作費、研究・開発施設借上費、試験機材借上費、試験又は検査依頼費、原料の加工に必要な機械等の購入費、原材料費その他市長が必要と認める経費
新商品販路開拓等事業	新商品（当該商品を開発した日の属する年度の翌年度4月1日以降5年を経過していないものに限る。）の販路開拓を行う取組及び市内農畜産物を主たる原材料とする商品の販路開拓に必要な当該商品の改良等（商品のネーミング、パッケージデザイン、ロゴタイプ等の改良を含む。）を行う取組	専門家謝金、旅費、消耗品費、販売促進イベント等開催周知のための印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、パッケージデザイン等開発委託費、パッケージ試作品製作費、会場借上料、商談会参加費、販売促進イベント参加費その他市長が必要と認める経費

- 3 市内農畜産物販路開拓事業を活用し、市内農畜産物と他の商品（新商品を除く。）を合わせて販路開拓の取組を行う場合にあっては、合理的な方法により算出した市内農畜産物に係る経費のみ

を補助対象経費とする。

- 4 新商品販路開拓等事業を活用し、新商品と他の商品（市内農畜産物を除く。）を合わせて販路開拓の取組を行う場合にあっては、合理的な方法により算出した新商品に係る経費のみを補助対象経費とする。
- 5 市内農畜産物と新商品を合わせて販路開拓の取組を行う場合にあっては、新商品販路開拓等事業を適用するものとする。この場合において、市内農畜産物に係る広告宣伝費は補助対象経費としないものとする。

（補助率及び補助限度額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の2以内の額とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 市内農畜産物パッケージ等開発事業 15万円
- (2) 市内農畜産物販路開拓事業 30万円
- (3) 新商品プラン創出事業 30万円
- (4) 新商品事業化推進事業 50万円
- (5) 新商品販路開拓等事業 30万円

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 白河市アグリビジネス連携事業計画書（第1号様式）
- (2) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (3) 確定申告書又は市民税・県民税申告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第8条の規定による補助金等決定通知をもとに補助金の概算払請求をすることができるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の概算払請求をするときは、規則第15条に規定する補助金等交付請求書に概算払を必要とする理由書（第3号様式）を添え、市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業を完了したときは、規則第16条に規定する補助事業等実績報告書に白河市アグリビジネス連携事業実績報告書（第4号様式）を添え、市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第22条に規定する書類、帳簿等を整備し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(白河市農商工連携促進補助金交付要綱の廃止)
- 2 白河市農商工連携促進補助金交付要綱（平成２２年白河市告示第７６号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年白河市告示第５４号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２３日要綱第１３号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日要綱第８８号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日要綱第６４号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。